

封印取付け受託者準則を次の通り制定する。

昭和46年 1月18日
改正 昭和48年10月20日
改正 昭和51年 5月17日
改正 昭和60年10月 1日
改正 平成 2年12月21日
改正 平成 7年 6月20日
改正 平成10年 3月20日
改正 平成11年 7月26日
改正 平成27年 9月30日
改正 平成29年 3月31日
改正 令和 元年 5月16日

九州運輸局福岡運輸支局長

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
- (2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(封印の前渡し請求)

第3条 封印の前渡しを受けようとする受託者は、封印請求（受領）書（第1号様式）を運輸支局長（管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下、「管轄する運輸支局等」という。））に提出しなければならない。

2. 前項の請求は、請求受領後の残数が概ね1ヶ月の取付け数量を超えない範囲内で行わなければならない。
3. 封印の前渡しを受けた受託者は、封印請求（受領）書を、提出した日より2年間保存しなければならない。

(封印の受払い簿及び封印出納簿)

- 第4条 封印の前渡しを受けた受託者は、事業場毎に封印受払い簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。また、複数の事業場を有する受託者は、封印出納簿（第3号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。
2. 封印出納簿又は封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
 3. 封印の前渡しを受けた受託者は、封印出納簿又は封印受払い簿を、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

- 第5条 受託者は、紛失、盗難がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(封印の打損、毀損、紛失等)

- 第6条 受託者は、打損又は毀損した封印及び不良の封印があった場合は、運輸支局長（管轄する運輸支局等）に、返納（紛失）届出書（第4号様式）を添えて、返納しなければならない。また、封印の紛失を発見したときは、すみやかに、その数量及び事情を運輸支局長（管轄する運輸支局等）に報告し、返納（紛失）届出書（第4号様式）を提出しなければならない。
2. 受託者は、規則第15条の3の規定により業務の廃止の承認を受けたときは、封印取付け業務を廃止した日以降、遅滞なく、封印を運輸支局長（管轄する運輸支局等）に、前項の届出書を添えて、返納しなければならない。
 3. 受託者は、返納（紛失）届出書を、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印取付け責任者)

- 第7条 規則第15条の封印取付け責任者は、法令の定める責務のほか、封印の取付けを自ら行わなければならない。
2. 封印取付け責任者は、社内のあらかじめ指定した者に封印の取付けを行わせることが出来る。
 3. 封印取付け責任者は、封印の取付けを行ったときは、封印受払い簿（第2号様式）により出納しなければならない。

(封印取付け届出書)

- 第8条 有償受託者たる、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長（管轄する運輸支局等）に封印取付け届出書（第5号様式）2通を提出しなければならない。
2. 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印取付け届出書を届出

た日から2年間保存しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面(第6号様式)を運輸支局長(管轄する運輸支局等)に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長(管轄する運輸支局等)に、封印取付け報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

2. 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した封印取付け済届出書(第8号様式)を添付しなければならない。
3. 受託者は、前2項の報告書、届出書については、2年間保存しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、規則第12条第1項の申請書に記載した事項及び提出した書面に記載された事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかに、変更届(第9号様式)を、登記簿謄(抄)本その他事実を証する書面を添えて、運輸支局長(管轄する運輸支局等)に提出しなければならない。

2. 規則第15条の封印取付け責任者の変更については、封印取付け責任者変更届(第10号様式)を運輸支局長(管轄する運輸支局等)に提出しなければならない。

(手数料額)

第12条 封印取付けに対して支払う手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局(管轄する運輸支局等)等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて、運輸支局長(管轄する運輸支局等)に手数料を請求することができる。

2. 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載し

た請求書を提出することにより行わなければならない。

3. 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長（管轄する運輸支局等）が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（無償受託）

第15条 受託者は当該年度内の手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

附 則

1. この準則は、令和元年6月1日から施行する。
2. 従前の封印取付受託者準則は、令和元年5月31日をもってこれを廃止する。